

新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第51号

新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

新潟県個人情報保護審査会規則（平成10年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(会議) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 専門委員は、当該専門の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。</u>	(会議) 第3条 (略) 2・3 (略)
(部会) 第4条 条例第44条第11項の部会は、会長が指名する委員及び専門委員3人以上で組織する。 2・3 (略) <u>4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u> <u>5 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。</u>	(部会) 第4条 条例第44条第8項の部会は、会長が指名する委員3人以上で組織する。 2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。